

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

| | | | |
|----------------------------|---------------------------------|---|------|
| | | 部課等名 福祉部 地域福祉課 | 番号10 |
| 許認可等の内容 | | 社会福祉充実計画の終了の承認について | |
| 根拠法令及び条項 | | 社会福祉法第55条の4 | |
| 審 査 基 準 | 関係条項 | 社会福祉法施行規則第6条の21及び第6条の22 | |
| | 基準 (未設定の場合は その理由) | <p>社会福祉充実計画の終了の承認については、以下の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知） ・「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について（平成29年社援基発0124第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知） | |
| | 参考事項 | | |
| | 設定等年月日 | 平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） | |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 (未設定の場合は その理由) | 総日数30日（休日は含まない。） | |
| | 設定等年月日 | 平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） | |